

議長

農業委員現在数14名、出席12名、欠席2名、よって会議は成立いたしました。
これより令和7年度第2回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第2番
野村委員さん、第3番 森田委員さんを指名いたしますのでよろしくお願ひいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願ひます。

事務局

前回の総会から本日までの日程行事につきまして報告を致します。

5月15日 親子農業体験の準備として森田委員さんのご自宅で種ま
きを行っていただきました。加藤会長、石川職務代理、経営部会の会員
の皆さまにご出席をいただきました。5月16日 青梅市そさい振興会
の令和7年度の総会を霞共益会館で開催され、加藤会長にご出席をいた
だきました。諸報告につきましては以上になります。

議長

以上で報告を終わります。

次に日程4の議案審議に入ります。

それでは初めに、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」
6件を上程いたします。

それでは整理番号1番2番については、私が担当なので報告します。

委員

議席番号1番 加藤です。

整理番号1番について説明します。

5月14日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

委員

ここは一団の畑で自宅の裏になります。傾斜になっていまして、大雨が降ると上から土砂が流れてくるので、途中土が流れないようにしてありました。地番には、ビワ、ミカン、柿が植わっていました。栗も植わっていたのですが、枯れてしまったと言っていました。地番には、イチゴ、ホウレン草、ジャガイモ、スイカ等植えてありました。連作をしないように防草シートが張ってありました。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここは貸借をされていて、昨年植えてあったナスがまだ植わっていて、これは早く何とかしてくださいと話をしました。一部お茶の畑があり、きれいにされておりました。よろしくご審議お願いします。

整理番号2番について説明します。

5月14日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここも自宅の裏で一団の畑です。ミニハウスが2棟建っております。地番のハウスには畑に植える苗などを作っています。地番のハウスは植木苗を育てています。地番の畑にはマルチが張ってあり、これからナスを植えるとのことでした。地番の畑には、大根、レタス、ニラ、ネギが植えてありました。しっかりと管理されておりました。よろしくご審議お願いします。

議長

続いて整理番号3番について、森田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号3番 森田です。

整理番号3番について説明します。

5月14日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

委員

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここは一団の畑になります。ここにはジャガイモ、ネギ、フキ、インゲン、トマト、キュウリ、イチゴ、キウイ、キンカン、柿、ブドウ、畑の一部には麦が蒔いてありまして、収穫した物の一部は、その一角に直売をしている小さな小屋がありまして、そこで販売しているとのことでした。よろしくご審議お願いします。

議長

続いて整理番号4番5番について、久保田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号5番 久保田です。

整理番号4番について説明します。

5月13日 申請人の奥様、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

吉野街道と自宅に面したところでございます。ここにはウメ3本、レタス、タマネギ、ジャガイモ、トマト、ピーマン、キュウリ等が植えてありました。サツマの苗が100本単位だと思いましたが、準備してあったのをイノシシが全部食べちゃったそうです。

地番、地目畑、面積

ここにはジャガイモ、キュウリ、タマネギ、キャベツ、ブロッコリー等が栽培されておりました。的確な管理がされておりました。

整理番号5番について説明します。

5月13日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

委員

特例適用農地

地番、地目畑、面積

吉野街道の東側にあたりまして、住宅地の一角に位置しています。ここにはウメ12本、ブルーベリー3本、ナス、キュウリ、トマト、タマネギ、エンドウなど色々と植えてありました。耕作されている部分は問題ないのですが、北東側の隣地に接した部分に防草シートが張られていまして、一時的なら問題ないのですが、長期間になると肥培管理上指摘される可能性がありますよと言ったのですが、前日も調査のメモを見ましたら、同じ話を伝えていました。従って防草シートは3年間ずっと敷きっぱなしということになります。気になったので、どのくらいの面積が該当するか、現地を図ってみたところその面積が10%強の張りがよろしいということです。ここは元は宅地にする予定だったらしいです。それに必要な資材を運んでいまして、その10%程度のところに積んであって、そこがブルーシートで覆ってあります。そこは畑で活用できるような場所ではないような気が致します。少なくとも3年間はこの状態で続いていたということです。よろしくご審議をお願いします。

議長

続いて整理番号6番について、天野委員さんの説明をお願いします。

委員

推進委員 天野です。

整理番号6番について説明します。

5月13日 申請人奥様、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目田、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番は高さ1メートル程度の桑の木が植えられていまして、その下もよく耕作されていました。桑の木は1.5メートル間隔できれいに植わっていました。桑は近くの小学校でカイコを育てるということで、そこに全部納入するということでした。良く耕作されていて畑になっていると判断しました。

委員

地番、地目畑、面積

ここにはタマネギ、キャベツ、ナス、ジャガイモ、サトイモ、サツマイモ、エシャレット、麦、インゲン、ニンジン、ネギ、が植えられていまして、息子がたまに来て手伝っているとおっしゃっていました。ここは鹿とイノシシにやられてしまうので非常に困っていると言っていました。よろしくご審議お願いします。

議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 11 名]

挙手11名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」6件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長

次に議案第2号「農業委員会による非農地証明について」1件を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号「農業委員会による非農地証明について」1件を御説明申し上げます。4ページの議案第2号を御覧ください。

議案第2号「農業委員会による非農地証明について」御説明いたします。

農業委員会による非農地証明につきましては、登記地目が畑もしくは田のものについて、山林の様相等を呈しているか、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる状態の場合、非農地状態であることを農業委員会が証明するものでございます。

事務局

宅地以外の非農地証明については、原則農業委員会のみでの判断で非農地の証明を行うことができます。

それでは整理番号1番について御説明いたします。

本件につきましては、《議案第2号 別紙1》のとおり、非農地状態であることについての証明願が、農業委員会に対してあったものでございます。

(願出者・地番・面積を読み上げる)

申請者

地番 面積 m²

《議案第2号別紙2》は現況写真及び、写真方向図となっております。

申請地は、木が繁茂していて山林の様相を呈していること、当該地周辺が山林の様相を呈していて、日当たりが非常に悪いことから、青梅市農業委員会の内規にあります「ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当するとして、非農地証明に相当すると考えます。

なお現地調査は5月13日に天野委員さんで行いまして許可するに相当であるとの判断をいただきました。また、加藤会長、町田土地部会長には現地の状況について説明しております。

以上でございます、よろしくご審議お願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、天野委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

推進委員 天野です。

整理番号1番について説明します。

5月13日 事務局2名と現地調査を行いました。

スキーの上級者でも無理というような急な斜面になっていて、とても

畑が出来るような状態ではないです。傾斜へ上がったところには、だいたい太さが40センチから50センチの切り株があって、ここも畑では厳しいと判断しました。楔の打ち込む所の中に、四角い窓のようなものがありますけど、これはお墓です。 さんのお墓ですかと聞いたところ他人のものだそうです。どういういきさつなのかを聞きましたら分かりませんとのこと。ということで、こちらは畑に適さないという判断をしました。よろしくご審議お願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。
本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 11 名]

議長

挙手11名により、可決されました。

よって、議案第2号「農業委員会による非農地証明について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」2件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」御説明いたします。

それでは議案の3ページを御覧ください。

事務局

あり、都の基本方針構想及び農業会議の規定に適合するため、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、権利の設定を受ける者の保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、現地調査にて権利の設定を受ける者は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるため、ともに該当すると考えます。

続いて第3号のイとロについては、適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である貸人、借人の両者に促進計画を確認いただき同意をもらっております。従いまして全ての権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第5項各号の要件と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、申請地においては、露地野菜を栽培する予定になっております。

現地調査につきましては、5月21日に町田委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、石川委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号11番 石川です。

整理番号1番について説明します。

写真を見ていただければわかりますが、この畑は耕耘されてとてもきれいになっていました。道沿いの北側と西側に草が生えているのですが、この畑は大雨が降ると溜まってしまうようで、草が生えているところに

委員

穴を掘って水を逃がす水路のようなものを作るそうなので、その時には草を刈ると言っていました。ここでは、ジャガイモ、白菜、サトイモなどを作る予定と話していました。この畑は北側と東側が さんの畑になっていまして、この一角は さんが肥培管理をするということなので、今後効率よく肥培管理、作物を作ることが出来ると話していました。いつも一生懸命やっている方なので問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

次に整理番号2番について、町田委員さんが欠席のため補足説明はございません。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 11 名]

挙手11名により、可決されました。

よって、議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第4号「青梅市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」1件を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第4号「青梅市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」御説明申し上げます。

事務局

本案件につきましては、青梅市農業振興地域整備計画を変更するにあたり、農業振興地域の整備計画に関する法律施行規則第3条の2の規定にもとづき、別紙1の通り市長より意見を求められましたので、提案させていただきます。本案件は、農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定にもとづき、青梅市農業振興地域整備計画を変更するものです。

それでは変更の内容について御説明いたします。別紙2「変更申出書」をご覧ください。

変更の理由としましては、現在飯能市の賃貸住宅に住んでいる高山さんの長女が分家住宅を建築するためとなっております。

こちらの土地の選定の経緯ですが、さんの長女は土地を所有しておらず、両親が所有する宅地部分については、既に賃貸住宅が建築されており、借家人がいるため、建築はできません。

母屋のある宅地においては、敷地内北側が傾斜地となっており、南側にはスペースが取れないため建築ができないとのことです。

両親が所有している農地の中で、接道要件を満たしている筆が4筆ありますが、該当地の2筆以外は細長い形状で宅地としては成り立たため、今回の土地に建築をすることとなりました。

また、転用の必要性についてですが、子育てと仕事の両立をしつつ、高齢となった両親の面倒や農作業の手伝いも行えるためです。

以上の内容を記載した、事前協議書を別紙3のとおり東京都へ送付しており、東京都からもやむを得ないとの回答を得られております。

続いて、別紙4が公図となります。オレンジ色の部分が今回の該当地で、緑色の部分が農振農用地となっております。

次に別紙5が該当地の青梅市内における位置図となっております。

続いて、別紙6が土地利用計画図となっており、事務局および東京都による現地調査において、計画面積については適当であると判断いたしました。

以上について、今回の申請で農用地の一部を転用することになりますが、分家住宅の建築に伴い、飯能市に住んでいる長女が青梅市に戻ってくることで、

将来的にはこの周辺の農用地の保全にもつながると考えられるため、事務局としては、今回の変更はやむを得ないものとして、当委員会からの意見としましては別紙7のとおり、「支障ありません。」という意見を付す形で、事務局案をご提示しております。

また、過去の事例の参考としまして、成木台病院の搬入路として、農用地を除外した際の当時の農業委員会の意見を添付しております。

なお、当委員会を経た後、後日予定される青梅市農業振興地域整備促進協議会に付議される予定です。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました、本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 11 名]

挙手11名により、可決されました。

よって、議案第4号「青梅市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、1件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、2件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第6号の規定による届出 について」は、4件で3ページに記載されたとおりです。

議長

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承を頂きたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後3時20分から開会いたします。